

諏訪市立上諏訪小学校消防計画

諏訪市立上諏訪小学校

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、諏訪市立上諏訪小学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全ならびに災害の防止を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、諏訪市立上諏訪小学校児童および学校職員すべてと、学校に出入りする全ての者に適用する。

(防火管理者)

第3条 防火管理者は教頭とし、この計画実施にあたっての事務を行うものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火・通報・避難及び避難誘導の訓練の統括
- (3) 建物・火気使用設備器具・危険物施設等の点検の実施及び指導監督
- (4) 消防用設備等の点検・整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用または取り扱いに関する指揮監督
- (6) 収容人員の管理（児童数の把握と安全管理）
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告ならびに防火管理上必要な業務

(消防機関への報告・連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告・届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（変更の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置または変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検及び報告
- (4) 避難訓練指導の要請
- (5) その他の法令に基づく報告及び防火管理上必要な事項

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織等)

第6条 日常の火災予防及び地震の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火気取締責任者を置き、次のような点検・管理を行うものとする。

- (1) 火気使用設置器具の管理
- (2) 電気設備の安全管理
- (3) 避難管理
- (4) 地震時の出火防止に関すること
- (5) その他火災予防上必要な事項
- (6) 吸い殻・ストーブ等の火気の管理

(火災予防上の遵守事項)

第7条 火気予防のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓する。
- (3) 喫煙時には、灰皿・吸い殻の後始末を完全にする。
- (4) 廊下・階段・通路・出入口等、避難のために使用する施設には、避難の妨害となる物を置かない。

(火元責任者)

第8条 この上諏訪小学校を使用する団体等の責任者は火元責任者となり、火元責任者は前条に定める事項を遵守し、火災予防上安全な処置を講じなければならない。

第3章 自衛消防活動

(自衛消防活動)

第9条 防火管理者は消防隊長として、消防用設備の配置図及び避難経路図を作成し、提示するものとする。

(自衛消防組織)

第10条 自衛消防(防護団)組織は次の通りとし、任務を分担するものとする。

本 部		
統 率 : 学校長 (管理権原者)		
外 部 交 渉 : 教頭 (防火管理者・消防隊長)		
児童職員掌握 : 教務主任		
連絡・記録 : 事務職員		
救 護 : 養護教諭		
避 難 誘 導 班	救 護 ・ 現 場 対 応 ・ 消 火	児 童 捜 索 ・ 搬 出
※児童の避難に際しては職員全員で対応 (マニュアル参照)	【救護係】	【児童搜索係】
【児童掌握(避難後)】	係長: 養護教諭	係長: 武井
係長: 副教務主任	係員: 城田・千邑	教室棟 1階: 岡見
係員: 各学年主任 (特 Co 含む)	※救護道具等搬出	2階: 中澤
※児童は所属学級で掌握	【現場対応・消火係】	3階: 前田
【最終確認(避難時)】	係長: 仲澤 (消火器)	管理棟 1階: 荒山・望月
係長:	係員: 北原 (消火器)	2階: 宮坂米
教室棟 1階: 田畑・牛山	臼田 (消火器)	体 育 館: 武井
2階: 美齊津・小林哲	鮎澤 (消火器)	※児童の所在不明の時
3階: 伊藤・小林貴	小松・庁務員 (消火栓)	【搬出係】
管理棟 1階: 上井	※無理な対応は避ける	校長室・保健室: 市費事務職員
2階: 武井	※児童の安全確認後、被災状況の	事務室 : 県費事務職員
体 育 館: 仲澤	確認。係活動終了後は避難確認	職員室 : 栄養士
※避難させながら確認	係に合流。	※搬出物は搬出係が警備を 行う。

第4章 教育及び訓練

(防災教育の実施)

第11条 防火管理者は、次により防災訓練を行うものとする。

- (1) 上諏訪小学校を使用する者に対する教育は、年1回以上実施する。
- (2) 必要に応じて防災に関する資料を準備する。

(訓練)

第12条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

- (1) 通報・消火・避難誘導を内容とした総合訓練は、年2回以上実施する。
 - ①新年度、新しい教室からの避難経路の確認と避難訓練（4月）
 - ②防災の日に合わせ、地震を想定した避難訓練と保護者への引渡訓練（9月）
 - ③暖房機器使用前に、火災を想定した避難訓練（予告無しで休み時間時に実施）（11月）
 - ④授業時間外の適切な避難行動を学ぶミニ避難訓練（6月・1月）

(震災訓練への参加)

第13条 震災訓練は、前条に準じて行くとともに、市が中心となって行う訓練に積極的に参加する。

第5章 報告

(訓練の実施報告)

第14条 防火管理者は、消防訓練を実施する場合は、「自衛消防訓練通知書」により、事前に消防署に通知するものとする。

(消防設備等の点検)

第15条 防火管理者は、消防設備等の点検を行った結果について、法令の定める基準により消防署へ報告するものとする。

(火気取締責任者及び火元責任者)

第16条 火気取締責任者及び火元責任者は管理場所において、建築物消防用設備・電気設備・危険物設備等に異常を認めた時は、速やかに防火管理者に連絡するものとする。

第6章 震災対策

(震災予防措置)

第17条 防火管理者及び火気取締責任者は、地震の災害を予防するために、各施設器具の点検検査に合わせて次の事項を行う。

- (1) 建物・建物に付随する施設（窓枠・外壁等）及び陳列物件の倒壊・転倒・落下の有無。
- (2) 火気使用設備器具の転倒・落下防止及び自動消火装置・燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物品等の転倒・落下等の有無の検査

(地震後の安全装置)

第18条 火気取締責任者は、地震後に建物・火気使用設備器具等の点検・検査を行い、防火管理者に

報告し、その安全を確認してから使用を再開する。

(震災に備えての準備品)

第 19 条 震災に備えて、次の品目を常に準備し、持ち出せるようにしておく。

- (1) 医療品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 指導要録・出席簿等の重要書類
- (4) その他必要なもの

(地震時の活動及び地震後の措置)

第 20 条 地震時の活動及び地震後の措置は、全各条による他、次により行う。

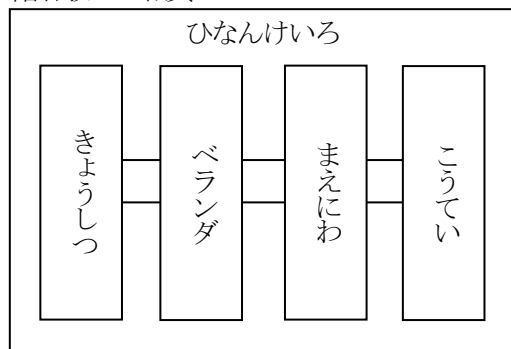
- (1) 指定避難場所は、上諏訪小学校校庭とし、避難開始は防災機関の避難命令または管理権原者の指示を受けた自衛消防隊長の命令により行う。
- (2) 諏訪市立上諏訪小学校防災計画の地震の項の実施要領に従って児童を保護し、安全かつ速やかに避難場所（校庭）まで避難させる。
- (3) 災害状況等につき、関係防災機関（消防署・市役所等）の情報をラジオ放送・諏訪市地域防災無線等で積極的に収集する。
- (4) 地震後の児童の保護等について、市教育委員会の指示を得られるよう、可能な限りの方策を講じる。
- (5) 東海地震注意情報・東海地震警戒宣言発令後及び地震後、児童を保護者等へ引き渡す必要が生じた場合、確実に引き渡すことができるよう引渡名簿によって確認をして渡す。また、引き渡すことができるまで各学級担任（学年職員）が付き添い、安全を図る。
- (6) 火災が発生し、初期消火が可能な場合は、全力を挙げて消火にあたる。
- (7) 地震後、学区内の巡視が可能な場合は、地区担当の職員により、各地区の見回り等を実施し、関係機関と連絡をとるものとする。
- (8) 休日の場合、登校可能な職員から登校して、本計画に従って巡視・点検・検査等を実施し、状況を的確に把握する。また、学区内の被害状況や児童に関する情報の収集、関係機関との連絡等に全力を尽くす。

この消防計画は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

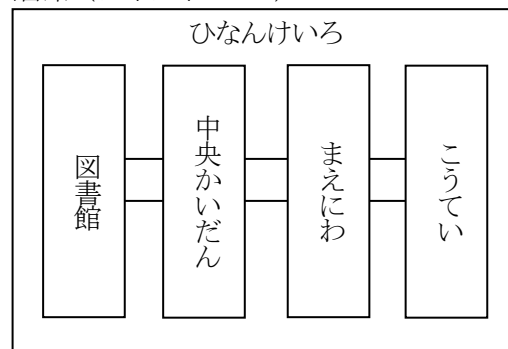
避難経路図について

学級担任は、4月4日までに、各教室の「避難経路図」を新たに作り、掲示する。
特別教室等は火気取り締まり責任者が作り、掲示する。元データを活用して作る。
校内各教室からの避難経路 ※学年に応じて漢字を使用する。

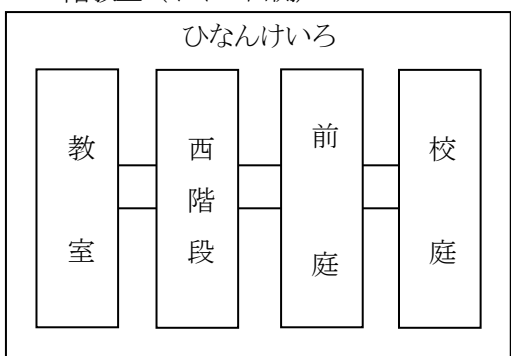
1階各教室・職員室



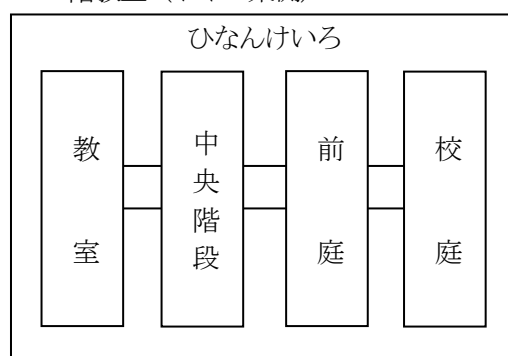
図書館（わくわくホール）



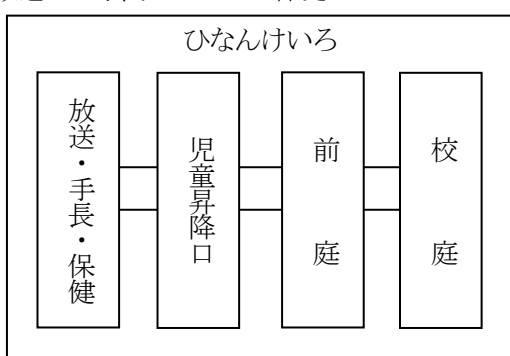
2・3階教室（トイレ西側）



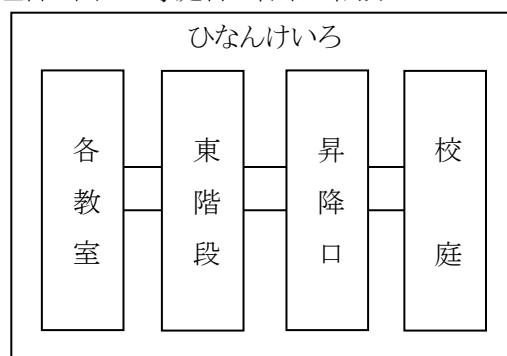
2・3階教室（トイレ東側）



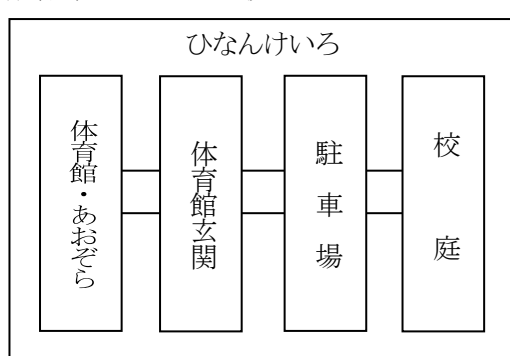
放送室・手長丘ホール・保健室



理科・図工・家庭科・音楽・相談



体育館・あおぞら教室



事務室・校長室

